

小金井市次世代自動車普及促進補助事業案内

地球温暖化防止及び脱炭素社会の実現を図るため、次世代自動車を購入した方に、予算の範囲内で購入費用の一部を補助します。

－ 7年度からの変更点－

今年度より、燃料電池自動車(FCV)は対象外となりました。また、様式1が変更となりました。新しい様式1でご申請ください。



詳細は市ホームページをご覧ください。

申請ができるか確認しましょう

定価は500万円（税別）未済ですか

いいえ

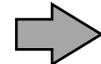


申請対象外

はい ↓

申請日が初度登録の翌日から1年以内の車ですか

いいえ



申請対象外

はい ↓

申請可能です。

下記「申請に必要な書類」を揃えて、ご申請ください

1 補助対象車両、補助金額等

(中古車、リース購入は対象外)

対象車両	電気自動車 (EV)	プラグイン ハイブリッド自動車 (PHV)
補助金額	10万円	
補助の対象となる 車体価格の上限額	定価※が500万円（税別）未済	

※ 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に記載の価格（最新のメーカー希望小売価格（税別））

2 補助対象者

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

【個人】 次の(1)と(2)どちらも満たす個人

- (1) 初度登録から申請時まで引き続き小金井市民であること。
- (2) 市町村税を完納していること。

【法人】 次の(1)と(2)どちらも満たす法人

- (1) 市に法人設立・設置届出書が提出されていること。
- (2) 申請日の属する事業年度の前年の法人市民税の申告をしており、かつ、市町村税を完納していること。

【個人事業主】 次の(1)と(2)どちらも満たす市内の個人事業主

- (1) 【個人】の要件を満たしていること。
- (2) 中小企業基本法に定める中小企業者又は小規模企業者であること。

3 申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）

※対象は申請日が初度登録日の翌日から1年以内の対象車



4 申請手続きの流れ

購入後の申請となります。

【申請者又は手続き代行者】



【小金井市環境政策課】



(1) 【補助対象車の購入・納車】



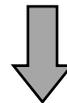
(2) 【申請】

- ▶申請に必要な書類（次ページ参照）を作成・提出（持参・郵送）
（申請書式は市ホームページからダウンロードまたは環境政策課窓口で入手できます。）



(3) 【受付】

- ▶提出順に受け付けます。

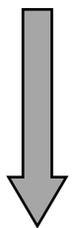


(4) 【申請書類の確認】



※不備・不足内容について補足の
うえ、再提出をお願いします。

※申請内容・書類に不足・不
備があった場合



(5) 【受理、審査】

- ▶申請書、必要書類を受理、審査
します。



(6) 【交付決定】

- ▶「交付(不交付)決定通知」を郵送
します。



※目安として(3)受付から(6)交付決定までに約1か月～2か月程度かかります。

5 申請に必要な書類(1)

- 様式は市ホームページからダウンロードできます。
- 証明書類は直近1か月以内に発行されたもの**を提出してください。

【全対象者（個人、法人、個人事業主）】

(1)	小金井市次世代自動車普及促進補助金申請書兼請求書（様式第1号）	申請日が初度登録の翌日から1年以内の車が対象となります。
(2)	「自動車検査証」及び「自動車検査証記録事項」の写し	交付年月日（登録年月日）や車の使用者、所有者、使用の本拠の位置などの要件を確認します。
(3)	「保管場所標章番号通知書」の写し又は申請者が保険契約者である「自動車保険証券（任意保険）」の写し	ローン購入でクレジット契約等により 車検証の所有者と使用者が異なる 場合
(4)	契約書、注文書等補助対象車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し	車名など、車両購入の詳細がわかるものを提出してください
(5)	領収書の写しまたはこれに代わるもの	ローンによる支払分に対して、販売店から申請者に対して領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社に対して発行された領収書の写し。ただし書等で申請者の氏名が確認できるものに限ります。
(6)	車両の保管場所において当該車両を撮影したカラー写真	写真サイズは任意
(7) （除く・法人）	右表に掲げる日における住民登録地が市以外のものは、当該日を基準日として賦課決定された当該住民登録地の「市町村民税納税証明書」又は「非課税証明書」※	ア 前々年度1月1日（6月末までに申請を行う者） イ 前年度1月1日（7月以降申請を行う者） 

- ※ ア 令和7年6月30日までに申請する場合
- 令和6年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。
令和6年1月1日に在住していた自治体で発行される、令和6年度の納税証明書（未納のないもの）
- イ 令和7年7月1日以降に申請する場合
- 令和7年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。
令和7年1月1日に在住していた自治体で発行される、令和7年度の納税証明書（未納のないもの）

法人、個人事業主の場合は次ページも参照してください。

6 申請に必要な書類(2)

【法人の場合】 前ページの書類に加え、以下の書類が必要になります。

(1)	「法人の登記事項証明書」及び「法人住民税納税証明書」の写し	法人住民税が非課税などの理由で取得できない場合にあっては、法人税納税証明書その3の3
-----	-------------------------------	--

【個人事業主の場合】 前ページの書類に加え、以下の書類が必要になります。

(2)	開業届等、事業内容が確認できる書面の写し	(個人事業主の場合)
-----	----------------------	------------

7 申請書提出に当たっての注意事項

- 申請は、該当する次世代自動車の初度登録の翌日から1年以内まで受け付けます。
- 申請書等の記入に当たって、**摩擦で消える筆記用具や修正液、修正テープは使用しないでください。**
- 中古車（新古車）、リース購入は補助対象外**です。
- 補助対象となる車体本体価格が定価**500万円（税別）未満のものに限られます。**



補助対象車両、定価（最新のメーカー希望小売価格（税別））はこちらでご確認をお願いします。
【一般社団法人次世代自動車振興センターHPへリンクします。】

【問合せ・提出先】

小金井市環境部環境政策課環境係
〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3
電話：042-387-9817
メール：s040199@koganei-shi.jp